

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

1 第42条の4・第42条の4の2《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和8年度の税制改正において、研究開発税制（措法42の4、42の4の2）について、一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除割合、税額控除限度額の特例（措法42の4②）及び税額控除額の上限の特例（措法42の4③）につき見直しが行われるとともに、特別試験研究費の額に係る税額控除制度における高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究の要件（措令27の5②十五）、指定大学等との共同研究及び指定大学等への委託研究に係る試験研究費の額の要件（措規22の2②一）が見直されたほか、次の措置その他適用期限の延長等所要の措置が講じられた。

(1) 控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し

研究開発税制において控除対象となる試験研究費の額（特別試験研究費の額に係る税額控除制度においては特別試験研究費の額。以下同じ。）について、その試験研究費の額のうち他の者に委託する試験研究に係る試験研究費の額にあつては、次の試験研究費の額の区分に応じた金額が税額控除の対象とされた（措法42の4①②の二・十四、42の4の2③二、措令27の4③、措規20⑧）。

イ 国外委託試験研究（注）に係る試験研究費の額 その試験研究費の額の50%相当額（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額）

ロ 上記イ以外の試験研究費の額 その試験研究費の額の全額

(2) 中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除制度の創設

中小企業技術基盤強化税制について、各事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合に調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額（中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の額に係る税額控除制度による控除額との合計で調整前法人税額の25%（税額控除額の上限の特例の適用により最大で35%）が上限）を控除できる措置（繰越税額控除制度）が創設された（措法42の4⑦）。

（注）国外委託試験研究とは、他の者に委託する試験研究のうち国外において行われるもので、医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品、同条第4項に規定する医療機器及び同条第9項に規定する再生医療等製品をいう。）に係る試験研究で当該医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められる一定のものに限る。）に関するもの以外のものをいう。